

## 岩手県水産技術センター庁舎清掃業務仕様書

本仕様書は岩手県水産技術センター庁舎清掃業務の実施に関し必要な事項を定めるものであり、受託者はこの仕様書の定めるところにより誠実に実施するものとする。

### 1 委託期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

### 2 業務内容

- (1) 岩手県水産技術センター庁舎を清掃すること。
- (2) 清掃業務は、日常清掃及び定期清掃とし、詳細は別紙「岩手県水産技術センター庁舎清掃業務内容明細」による。

### 3 従事者

- (1) 従事者は、業務中一定の被服を着用し、作業内容に速やかに対応できるようにすること。
- (2) 従事者は、清掃業務従事者名簿（別紙様式1）により報告すること。
- (3) 本書に定める業務内容を十分行い得る者とし、清掃について十分経験を要する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、業務中は機敏に活動するものとする。

### 4 責任者の選任

受託者は、連絡調整に当たらせるため、従事者の中から責任者一人を選任し、別紙様式1により報告すること。

### 5 清掃器材等

- (1) 清掃に要する器材・物品等に要する経費は、受託者が負担すること。  
なお、トイレットペーパー、水石けん、ビニールゴミ袋については、委託者が負担する。
- (2) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃器材は、清掃箇所の材質に適合し、かつ環境及び衛生に配慮している品質良好なものを用いること。

### 6 業務実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障をきたさないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等で備品その他を損傷させないこと。
- (3) 作業のため、机、椅子、その他の物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、建物、設備に損傷を与えないこと。

- (4) 作業材料として、引火性ガソリン及びベンジン等危険性が高い物を、絶対使用しないこと。

## 7 業務時間等

- (1) 業務は、午前7時から午後3時までの間に行うこと。
- (2) 業務にあたり物を移動する場合は、実施後、定位置に戻し、建物、設備等に損害を与えないようにすること。
- (3) 業務上、危険を伴う場所については、安全施設又は安全帽等必要な措置をとること。
- (4) 業務を遂行するため必要とする庁舎の鍵については、清掃責任者において管理し、業務終了後速やかに返却の上退庁すること。

ア 機械警備を実施しているため、委託者は受託者に入庁に必要な鍵（以下「電子キー」と言う）を貸与することから、貸与する従事者を選任し、別紙様式1により報告すること。（様式中、特記事項欄に「電子キー貸与」と記載）

また、退庁時の返却は要しないが貸与を受けた者において善良に管理するものとし、紛失又は破損した場合は直ちに発注者及び機械警備業務受託会社に報告すること。なお、自己の責めに帰すべき理由により紛失又は破損した場合は、受託者の責任において弁償すること。

イ その他の庁舎の鍵は、清掃責任者において管理し、作業終了後速やかに返却のうえ退庁すること。

## 8 業務の仕様等

### (1) 日常清掃

ア 除塵は、フロアブラシなどで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所へ搬出すること。

イ 床の水拭きは、清潔な水を使い、汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭くこと。（汚れ等が落ちない場合は、汚れの性質に応じた洗剤を用いて拭き取ること。）

ウ カーペット類の清掃は掃除機を使用し、輕易に移動できるものは移動のうえ行うこと。

エ 壁面等の拭き掃除は、汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きすること。（汚れ等が落ちない場合は、汚れの性質に応じた洗剤を用いて拭き取ること。）

オ 集積した紙屑、茶殻、汚物等の可燃物は、その他の廃棄物と区別してビニール袋に入れ、所定の場所に運搬すること。

カ 紙屑等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは庁舎管理者に報告し、指示を受けること。

キ 洗面台、流し台及び衛生陶器は、専用洗剤を用いてスポンジ等で丁寧に洗浄すること。

ク トイレットペーパー及び水石鹼等の衛生消耗品を常に補充しておくこと。

### (2) 定期清掃

#### 1) 床洗浄等

ア タイル貼、長尺塩ビシート、塗床は最初に荒掃除をし、掃除機を用いて清掃し、床に

付着している汚損物は、汚れの性質に応じた洗剤を用いて除去したうえで、洗浄用洗剤を使用して全面に電気ポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥させ、ワックスを塗装のうえ、さらに全面に電気ポリッシャーをかけて磨きだすこと。

イ カーペット床は掃除機を用いて清掃した後、洗剤にて洗浄仕上げを施すこと。

## 2) 窓ガラス清掃

ア 窓ガラスは専用洗剤を用いて汚れを除去し、乾布で磨き上げること。

イ 外部サッシは乾いたモップ、羽根箒又はブラシを用いて、よく塵払いをすること。

## 3) 照明器具清掃

ア 照明器具の埃、汚れを除去すること。

イ 器具破損等の異常に気づいた場合は、委託者に報告すること。

## (3) その他

ごみは次の種類により分別して収集し、所定ごみ集積場所に搬入すること。

ア 可燃ごみ（リサイクル紙類を除く）

及び不燃ごみ（リサイクル缶、ビン及びペットボトルを除く）

イ リサイクルごみ（紙類、缶、ビン及びペットボトル）

## 9 業務報告

業務完了後は、別紙様式2により速やかに作業実施日に報告すること。

## 10 その他

### (1) 作業要領の徹底

受託者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに、委託業務に必要な事項を教示及び訓練すること。

### (2) 環境配慮への要請

受託者は従事者に対し、環境に配慮した業務の実施及び材料の使用を教示すること。

### (3) 清掃業務を実施するため必要と認められる休憩室及び倉庫は、委託者が貸与するものとする。